

設備改修をご検討の皆さまへ

省エネ設備への更新は今がチャンス！！

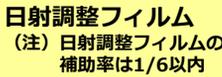
【公募期間】
6/26(月)～7/30(木)
消印有効

補助事業名：平成27年度国土交通省補助事業「既存建築物省エネ化推進事業※」

※平成27年度から名称変更

例えば

空調設備の改修 + 躯体改修 + エネルギー計測 で



最大1/3の補助が 受けられます！！

改修後の建築物の省エネルギー性能を表示 (BELS評価) することが必須

採択

某イベントホール様

◆省エネ改修内容

空調設備改修、断熱工事

◆物件用途：冠婚葬祭施設 (3,000m²)

◆省エネ改修内容

<空調設備改修の内容>

ご採用空調設備：ヒルマル+パッケージエアコン 566kW

既存空調設備：ヒルマル+パッケージエアコン 568kW

<断熱工事の内容>

最上階の天井断熱を強化し、侵入熱を低減
南面の窓に日射調整フィルムを貼付

<計測機器設置の内容>

電力量計の設置および自動集計を行いエネルギーの見える化を実施することでエネルギーのムダ使いを防止

◆建物全体の省エネ率 15.1% (空調：12.4% 断熱：2.4%)

補助金受給額
約1,700万円
(事業費総額5,200万円)



(参考) 過去の採択事例

過去の採択物件

- ・ホテル
 - ・病院
 - ・パチンコ店
 - ・ゴルフ場
 - ・老健施設
 - ・飲食店 等
- 多数の用途で採択されています

◆応募状況と採択結果
(平成26年度 1次+2次)
応募件数：約240件+約65件
採択件数：約190件+約60件
採択率：約82%
※国土交通省公表値

申請条件をクリアできる、省エネ性の高いシステムを豊富にラインナップ！！



空調システムでは

FIVE STAR ZEAS

VRV GHPX AIR

など



温度・湿度個別コントロールシステム

DESICA



全熱交換器ユニット
ヒルマル

給湯システムでは MEGA-Q など

エネルギー計測には

Intelligent Manager

インテリジェントタッチマネージャー
がおススメ！！



申請には、省エネ効果の試算が必要です。ご検討の物件がございましたら、ご相談ください。

省エネ効果の算出にあたっては、下記資料が必要です。

- ☑ 建築図面 (平面図、立面図)
- ☑ 改修設備の新設機の仕様表
- ☑ 改修設備の既設機の仕様表※1
- ☑ 電気/ガス/燃料の年間使用量※2

※1. 部分改修する場合には、建物全体の設備容量が必要です。建物に設置されている全ての機器仕様表をご用意ください。

※2. 「平成22年1月～改修工事着工」までの間の連続した1年間の建物全体のエネルギー使用量 (採択後の実績報告では、月別明細が必要)

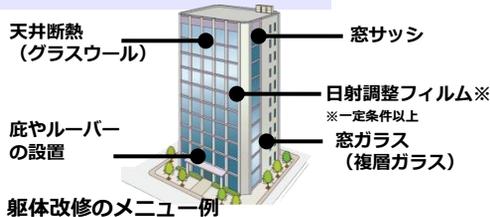
お気軽にご相談ください！！

補助金制度の詳細

ご注意 申請にあたっては、公募要領を必ずご確認ください。

- 〔補助名称〕 既存建築物省エネ化推進事業（執行団体：既存建築物省エネ化推進事業評価事務局）
- 〔公募期間〕 平成27年6月26日（金）～7月30日（木）（消印有効）
- 〔対象物件〕 既築物件（非住宅）で省エネ改修を行う物件
 ※工場・実験施設・倉庫等は対象外です。ただし、工場敷地内の事務所棟は対象
 ※民間建築物の他、地方公共団体（自治体）や独立行政法人、公益法人等の建物でも対象
- 〔対象要件〕 下記①～⑦の要件を全て満たすこと

① 躯体の省エネ改修を行うこと



⑤ エネルギー使用量の計測、継続的なエネルギー管理、省エネ活動に取り組むこと、2年間の報告を行うこと

⑥ 省エネ改修事業費（+バリアフリー改修費）が500万円以上であること

1物件で500万円以上

複数物件まとめて500万円以上

② 省エネ率が建物全体で15%以上であること



⑦ 平成27年度中に着手すること

- 〔注意〕
1. 省エネ性能の表示（BELS評価）を申請した時点、省エネ改修工事（計測機器の設置含む）又はバリアフリー工事の着工をもって着手とみなす。
 2. 平成28年2月未までに完了する事業が対象（見込み）
 3. 採択通知日以降の出来高が補助対象

③ 改修後に一定の省エネ性能基準を満たすこと

→BELS評価で★1つ以上（BEI≤1.1）であること

④ 改修後の建築物の省エネ性能を表示すること

→BELS評価結果をプレート等を設置して表示



〔補助率〕 省エネ改修事業費（設備・工事費）+BELS関連費用※の1/3以内

※BELS認定費用（第三者認証機関の評価費用）及び評価結果を表示するための費用（プレート代等）は補助対象（但し、採択後に発生する費用に限る。また、BELSのための一次エネルギー計算を含む書類作成等の費用は補助対象外）
 ※日射調整フィルムの補助率は1/6以内、計測器は別途上限あり

〔補助限度額〕 1事業あたり5,000万円、空調・給湯等の設備費用（工事費除く）の上限額は2,500万円

※バリアフリー改修工事を実施する場合は7,500万円まで

〔補助対象となる設備工事〕 空調、換気、給湯、照明、昇降機 の省エネ改修工事

※省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合、バリアフリー改修工事も対象

〔補助対象外の設備〕 壁掛け式エアコン、壁掛け式熱交換型換気設備、遮熱塗料（ゼッフル）・遮熱シート、太陽光発電設備、蓄電池、IHクッキングヒーター、浴室設備（ユニットバス、断熱浴槽）など

〔注意点〕 ・補助対象となる事業は、原則として採択通知日以降に着手する必要あり

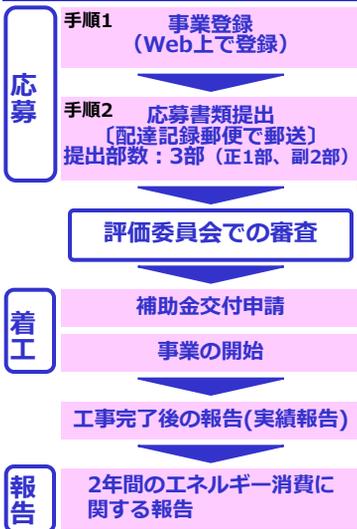
※補助金は、採択通知日以降の出来高が対象

・事業実施後、原則2年間のエネルギー使用量（電気、ガス使用量）の報告が必要

・応募にあたっては、事前登録（WEB登録）と応募書類の提出が必要

補助金応募から受給までのスケジュール

補助金応募に必要な書類



書類名	提出書類 (1様で申請の場合)
①提案申請書	○必須
②フェイスシート	○必要に応じて
③補助事業の実施体制	○
④補助事業の実施場所の概要	-
⑤提案事業の概要 (省エネ改修工事及びエネルギー計測・管理等)	○
⑥改修割合の算定シート	○
⑦省エネ効果の計算シート	○
⑧省エネ効果の計算シート <簡易計算用>	(どちらか選択)
⑨省エネ効果等の計算根拠	○
⑩エネルギー計測・管理の内容	○
⑪事業計画及び補助申請額	○
⑫事業費の内訳 (建設工事等に係る事業費、エネルギー使用量の計測等に係る事業費)	○
⑬バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳	○
⑭日射調整フィルムに関する添付資料	○
⑮所定の省エネ率・性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書	○
⑯応募書類のチェック表	○
⑰改修対象範囲等を明示した図面類	○
⑱エネルギー使用量の計測範囲・方法を明示した図面類	○

<バリアフリー改修工事>

省エネ改修工事に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、バリアフリー改修工事が対象となります。バリアフリー改修に係る工事箇所

- Ⅰ. 出入口
- Ⅱ. 廊下等
- Ⅲ. 会談
- Ⅳ. 傾斜路（スロープ）
- Ⅴ. エレベータ（VIを除く）及びその乗降ロビー
- Ⅵ. 特殊な構造又は使用形態のエレベーター
- Ⅶ. 特殊な構造又は使用形態のエレベーター
- Ⅷ. 便所

工事内容は、規定の仕様を満たす必要があります。詳細については、公募要領をご確認ください。

【公募要領等の取得先】

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局
<http://hyoka-jimu.jp/kaishu/index.html>
 ※平成27年度から変更